

都市機能誘導区域外における事前届出制度について

当市では、都市再生特別措置法に基づき、大崎市都市計画区域内を対象とし、「大崎市立地適正化計画」を策定し、都市機能誘導区域を定めています。
都市機能誘導区域外において、下記行為を行う場合には、工事に着手する日の30日前までに、市長への届出が必要となります。

※都市機能誘導区域とは…必要な都市機能を誘導し集約することで各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市機能誘導区域外における事前届出

■届出の対象となる行為

都市機能誘導区域外において、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として市への届出が義務付けられています。
(都市再生特別措置法第108条第1項)

○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

○開発行為以外

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

■届出の目的

届出は、市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度です。

■届出の時期

開発行為等に着手する30日前までに届出を行うこととなります。
(都市再生特別措置法第108条第1項)

誘導施設

- 子育て支援センター（延床面積1,000m²以上）
＜児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業を行う事業所又は同第7項に定める一時預かり事業を行う事業所を含む子育て支援施設＞
- 高等専門学校，大学
＜学校教育法第1条に定める大学又は高等専門学校＞
- 専修学校
＜学校教育法第124条に定める専修学校＞
- 図書館
＜図書館法第2条第1項に定める図書館＞
- 交流センター
＜都市再生特別措置法第46条に定める都市再生整備計画に高次都市施設として記載された交流センター＞
- 博物館，美術館
＜博物館法第2条第1項に定める博物館又は美術館＞
- 大型商業施設（延床面積10,000 m²超）
＜大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店舗＞
- 劇場，映画館，演芸場及び観覧場
＜建築基準法別2（へ）項第3号に定めるもの＞

大崎市域

立地適正化計画の区域（＝都市計画区域）

都市機能誘導区域



届出不要



届出が必要



届出不要

■届出書類の作成

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書（様式）に添付図書を添えて行います。

《開発行為の場合》

◆届出書 ……………（様式-1）

◆添付図書

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺1,000分の1以上
- ② 設計図 縮尺100分の1以上
- ③ その他参考となるべき事項を記載した図書

《開発行為以外の場合》

◆届出書 ……………（様式-2）

◆添付図書

- ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面 縮尺100分の1以上
- ② 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 縮尺50分の1以上
- ③ その他参考となるべき事項を記載した図書

《上記2つの届出内容を変更する場合》

◆届出書 ……………（様式-3）

◆添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

■届出を要しない軽易な行為

都市再生特別措置法施行令第35条の規定により、大崎市立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為、誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築及び建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為については、同法第108条第1項に規定する届出を要しない場合があります。

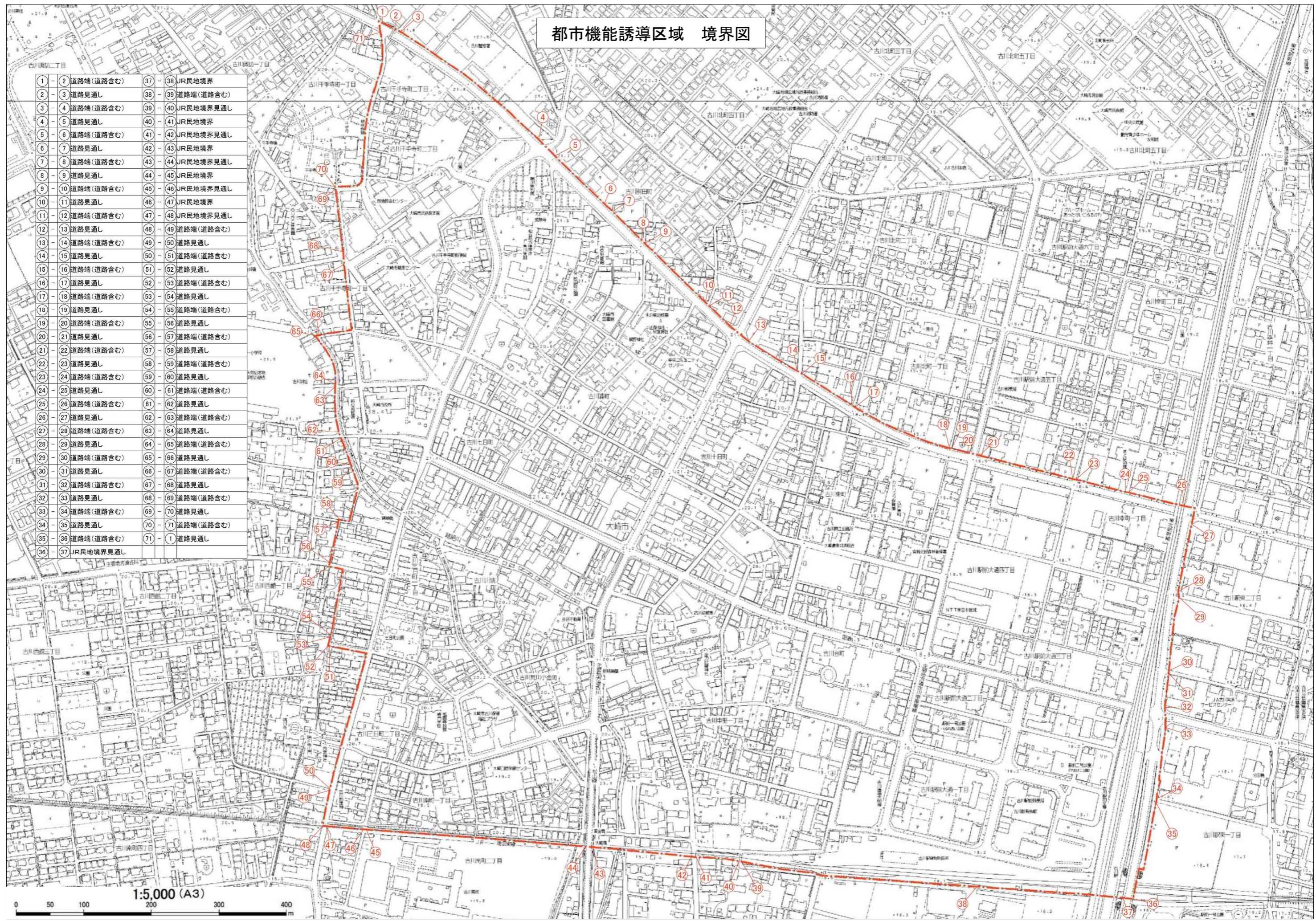
【お問合せ先】

大崎市 建設部 都市計画課 都市計画担当（大崎市役所東庁舎2階）

〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号 TEL:0229-23-8069 FAX:0229-22-9454

都市機能誘導区域 境界図

1 - 2	道路端(道路含む)	37 - 38	JR民地境界
2 - 3	道路見通し	38 - 39	道路端(道路含む)
3 - 4	道路端(道路含む)	39 - 40	JR民地境界見通し
4 - 5	道路見通し	40 - 41	JR民地境界
5 - 6	道路端(道路含む)	41 - 42	JR民地境界見通し
6 - 7	道路見通し	42 - 43	JR民地境界
7 - 8	道路端(道路含む)	43 - 44	JR民地境界見通し
8 - 9	道路見通し	44 - 45	JR民地境界
9 - 10	道路端(道路含む)	45 - 46	JR民地境界見通し
10 - 11	道路見通し	46 - 47	JR民地境界
11 - 12	道路端(道路含む)	47 - 48	JR民地境界見通し
12 - 13	道路見通し	48 - 49	道路端(道路含む)
13 - 14	道路端(道路含む)	49 - 50	道路見通し
14 - 15	道路見通し	50 - 51	道路端(道路含む)
15 - 16	道路端(道路含む)	51 - 52	道路見通し
16 - 17	道路見通し	52 - 53	道路端(道路含む)
17 - 18	道路端(道路含む)	53 - 54	道路見通し
18 - 19	道路見通し	54 - 55	道路端(道路含む)
19 - 20	道路端(道路含む)	55 - 56	道路見通し
20 - 21	道路見通し	56 - 57	道路端(道路含む)
21 - 22	道路端(道路含む)	57 - 58	道路見通し
22 - 23	道路見通し	58 - 59	道路端(道路含む)
23 - 24	道路端(道路含む)	59 - 60	道路見通し
24 - 25	道路見通し	60 - 61	道路端(道路含む)
25 - 26	道路端(道路含む)	61 - 62	道路見通し
26 - 27	道路見通し	62 - 63	道路端(道路含む)
27 - 28	道路端(道路含む)	63 - 64	道路見通し
28 - 29	道路見通し	64 - 65	道路端(道路含む)
29 - 30	道路端(道路含む)	65 - 66	道路見通し
30 - 31	道路見通し	66 - 67	道路端(道路含む)
31 - 32	道路端(道路含む)	67 - 68	道路見通し
32 - 33	道路見通し	68 - 69	道路端(道路含む)
33 - 34	道路端(道路含む)	69 - 70	道路見通し
34 - 35	道路見通し	70 - 71	道路端(道路含む)
35 - 36	道路端(道路含む)	71 - 1	道路見通し
36 - 37	JR民地境界見通し		



1:5,000 (A3)



様式-1 (第52条第1項第1号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

大崎市長 様

届出者 住所
氏名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式-2 (第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p> { 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 } </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>大崎市長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名</p>		
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地目	
	面積	平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式-3 (第55条第1項関係)

行為の変更届出書

年 月 日

大崎市長 様

届出者 住所
氏名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。